

株式会社タカ・クリエイト「盛岡築川風力発電事業環境影響評価方法書」に対する岩手県知事意見

令和 6 年 2 月 21 日  
経済産業大臣あて

本事業は、株式会社タカ・クリエイトが、岩手県盛岡市及び宮古市の行政界域において、単機出力が最大 4,200kW の風力発電機を最大 11 基設置するものであり、再生可能エネルギーの導入による地球温暖化対策に資するものである。

一方、対象事業実施区域は、林野庁が指定している水源かん養保安林や岩手県が指定している宮古市区界高原鳥獣保護区が存在しており、事業の実施により環境の保全に支障を及ぼすおそれがある地域である。また、対象事業実施区域の南側は区界高原自然環境保全地域が存在し、環境の保全上適切な配慮を確保すべき地域である。

加えて、対象事業実施区域及びその周辺は、希少猛禽類であるイヌワシ及びクマタカの生息が確認されている地域である。特に、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画において保全目標が定められているイヌワシについては、対象事業実施区域及びその周辺に営巣場所や採食場所等としての利用度が高い高利用域が存在している。このため、大規模な環境改変により、風力発電施設への衝突事故、移動の阻害、採食場所の喪失や減少などによる繁殖活動への悪影響などイヌワシの生息に対する重大な影響を回避又は十分に低減できない可能性が極めて高く、対象事業実施区域は、事業の実施により環境の保全に支障を及ぼすおそれがある地域である。

本事業者は、環境影響評価法（以下「法」という。）第 4 条第 6 項の規定に基づき、第 2 種事業に係る判定を受けることなく方法書手続を開始したものであり、これは、環境基本法にある事業者の責務、すなわち、事業活動を行うに当たって自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務にかなうものである。しかしながら、対象事業実施区域のほとんどにおいて、上記のとおり、環境の保全の観点から法令等により指定された地域との重複や、環境影響を受けやすい対象の存在が確認されていることを踏まえれば、第 2 種事業であっても、法第 3 条の 10 第 1 項の規定に基づく第 2 種事業に係る計画段階配慮事項についての検討、すなわち、第 2 種事業に係る計画の立案の段階において、対象事業実

施区域の位置等を選定するに当たって、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うか、それにより難しい場合であっても、自主的に同等の検討を行ったうえで対象事業実施区域の位置等を選定する必要があると考えられる。

県では、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」（以下「環境基本条例」という。）第 11 条に定める本県の環境の保全及び創造に関する基本的な計画である「岩手県環境基本計画」において、主要な施策分野である「生物多様性の保全及び自然との共生」（生物多様性基本法第 13 条の規定に基づく本県における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である岩手県生物多様性地域戦略）の目指す姿として、「森や里、川、海の優れた自然環境が適切に保全されるとともに、生物の多様性や地域固有の生態系が確保され、人と野生動植物が共存している」ことを掲げ、当該目指す姿を見据えた 2030 年目標として「イヌワシつがい数 29 ペア」の保全を設定し、施策の方向（生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策）として「イヌワシなどの地域的に個体数の減少が認められる種の生息・生育地の保全・整備」や「水源のかん養や災害の防止、保健休養等の様々な機能を有する保安林の計画的な配備と適切な管理」を図る旨定めている。

また、同計画の施策分野「環境リスクの管理」では、大規模な開発事業等における環境への影響の回避や低減を図るため「岩手県土地利用基本計画に基づき県土の適正な土地利用を図る」こととしており、「国土利用計画法」第 9 条の規定に基づく当該計画では、森林地域の土地利用の原則として、「保安林については、国土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることに鑑み、適正な管理を行うとともに、他用途への転用は行わないものとする」と記載している。

このため、事業者においては、環境基本条例第 3 条に定める基本理念、すなわち、「環境の保全及び創造は、県民が豊かな岩手の自然及び文化の中で生かされていることを認識し、恵み豊かな環境と共生する地域社会を構築することを旨として、すべての県民の参加、連携及び協力によって行われなければならない」とする基本理念の実現に向け、上記の県の施策に協力する義務を定めた、同条例第 5 条第 2 項の事業者の責務として、事業計画を再検討する必要がある。

おりしも、令和 5 年 3 月に公表された「再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」では、立地特性に起因する著しい環境影響のおそれがある事業については、事業規模にかかわらず、調査、予

測及び評価の実施の前に「立地選定の再検討」を行う必要性が指摘されている。また、岩手県では、現在、再生可能エネルギーの導入と生物多様性の保全の両立を図るため、事業者に対し、イヌワシの重要な生息地など立地による影響を回避すべき区域をあらかじめ示し、環境の保全に配慮した立地選定を促す基準の策定を進めている（別添参照）。これらの取組の背景には、地域における風力発電事業に係る環境影響の懸念が高まっている状況があることを踏まえれば、本事業のようなイヌワシの重要な生息地と重複し著しい影響が生じるおそれがある事業については、本来であれば、調査、予測及び評価の実施の前に、立地特性に起因する著しい環境影響を回避又は極力低減するよう立地選定の再検討を行う必要がある。

については、準備書の作成に当たっては、下記の1(1)、(2)の措置を確実に講じた代替案を作成するとともに、当該代替案と本事業計画について下記の1(3)～(8)並びに2の意見を勘案した環境影響評価を行い、その影響の程度を比較すること。

そのうえで、専門家等からの助言を踏まえ、本事業計画の環境影響を回避又は十分に低減できないと判断される場合は、事業の取り止めを含む事業計画の抜本的な見直しを検討するよう事業者に対し勧告されたい。

## 記

### 1 総括的事項

- (1) 保安林は、指定の趣旨から森林以外への転用は抑制すべきものであることから、検討に当たっては保安林を除外すること。
- (2) イヌワシは、生息環境が減少するなど絶滅のおそれのある野生動物であることから、検討に当たってはイヌワシの重要な生息地を除外すること。
- (3) 鳥獣保護区は鳥獣の保護のため重要な区域であることから、検討に当たっては立地による環境影響を回避又は極力低減すること。
- (4) 自然環境保全地域は、その区域の周辺の自然的社会的諸条件からみて、当該自然環境を保全するために特に必要なものとして指定されるものであることから、検討に当たっては当該地域における自然環境における影響を回避又は極力低減すること。
- (5) 岩手県自然環境保全指針（平成11年3月策定、令和3年3月改定）で定める「優れた自然」評価図における保全区分を確認し、保全区分ごとの保全方向によること。

- (6) 事業計画の検討を進めるに当たっては、事業性の検討が、各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の結果を踏まえて行われる環境影響の回避・低減に係る検討に優先されないことがないようにすること。
- (7) 環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電機の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。
- (8) 稼働中の風力発電所及び他事業者が計画している風力発電事業の累積的な環境影響が懸念されることから、他事業者の環境影響評価に関するデータ、特に猛禽類に関するデータに関しそれらの事業者との調整及び情報収集を行い、累積的な環境影響について調査、予測及び評価を実施すること。また、当該事業者との調整及び情報収集の経過と結果を、準備書において適切に記載すること。

なお、他事業者から累積的な影響の予測・評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、積極的に情報を提供し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

## 2 個別的事項

### (1) 大気環境

ア 工事用資材等の搬出入に係る騒音は、車両から放出される音響エネルギーが最大となると考えられる地点で予測及び評価すること。

イ 騒音の評価に当たって環境基準を準用する場合は、環境基準を準用することの妥当性を説明したうえで、現状で満たしている環境基準値の中で最も厳しい基準値の地域類型を当てはめること。

ウ 風車の騒音による健康影響について十分な科学的知見が得られていないことを踏まえ、予防原則にしたがい住民等に十分な説明を行うこと。なお、説明の際は、特に夜間の睡眠の際の影響について説明を行うこと。

### (2) 水環境

ア 水質に係る調査地点については、事業による影響が特に大きくなるおそれがある地点や、他の特定の汚染源による影響の少ない地点など、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に設定すること。また、魚類、底生動物の調査においても、可能な限り同じ調査地点とすること。

イ 対象事業実施区域周辺には、盛岡市及び宮古市が指定している水道水源保護区域が存在することから、水道水源への影響について調査、予測及び評価を実施すること。また、事業に伴う水道水源への影響について当該水道水源を利用する水道事業者と十分に協議すること。

(3) 動物、植物及び生態系

ア 評価に当たっては、当該地域の自然環境保全上の重要度を踏まえ、環境影響評価の過程で検討される幅広い環境保全措置に係る複数の案を比較検討し、当該地域全体としての環境影響の回避・低減に向け、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうか検討すること。その際、土地改変の程度による生息・生育地の分布の変化のみならず、植生や光、風、水分条件等の変化による生息・生育環境の質的变化が重要種等に与える影響を考慮すること。

イ コウモリ類の音声モニタリング調査においては、ブレード下端までの高さを考慮した位置にマイクを設置するよう検討すること。

ウ 本県において平成 20 年 9 月に国内初のバードストライクが発生していることの教訓を踏まえ、今後再び同様の事案を発生させないようにするため、調査、予測及び評価に当たっては、以下に留意すること。

(ア) 調査期間は、イヌワシの行動を明らかにし、適切な保全措置を検討するため、繁殖が成功した 1 シーズンを含む 2 シーズン以上の営巣期及び非営巣期にわたって、少なくとも 2 年以上実施すること。

(イ) 調査地点は、調査地点からの視野範囲の状況を確認の上、季節によってイヌワシの行動形態が異なっていることを踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺における個体の飛行軌跡及び行動等を明らかにできるように適切に設定すること。なお、冬場の調査は、イヌワシが警戒することにより調査結果に影響を与えるため、スノーモービル等は使用しないこと。

(ウ) イヌワシの調査に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年 12 月環境省自然環境局野生生物課）に記載の調査を参考に、地元の専門家の意見を踏まえ進めること。

エ 夜間及び早朝の鳥類調査において、複数台の録音機を用いたタイマー録音調査を実施すること。

オ 魚類の調査は、春季及び夏季だけでなく、対象とする種の特性、生活史、

生息場所、餌場等の観点を踏まえ、秋季にも実施すること。

カ 希少な動植物や自然度が高い植生について、道路工事を含む工事による改変や環境の変化による影響が懸念されることから、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施すること。

#### (4) 景観

対象事業実施区域周辺は、自然を楽しむ多くの人が集うエリアとなっている。兜明神、岩神山及び見晴山から眺望される周囲の主要の山、丘陵は重要な景観資源であり、また、周囲の主要な山から兜明神などへの眺望も同様に重要な景観資源である。そのため、以下の事項を踏まえ、眺望景観への影響を広範囲に調査、予測及び評価すること。

ア 主要な眺望点について、対象事業実施区域及びその周囲に限らず、眺望利用されている又はその可能性のある全ての地点を抽出し、風力発電施設が視認される可能性があるか確認すること。その際、車道、鉄道の路線沿いについても、眺望利用のための施設がある地点、停止しての眺望利用が生じる可能性のある地点、その他眺望が良好な区間等を確認の対象とすること。

イ 視認される可能性のある眺望点の現地確認により、眺望利用が生じている場の状況や利用の状況を調査するとともに、当該眺望点からの眺望特性として、眺望範囲、主眺望方向、眺望対象及び眺望構成要素等を把握すること。その際、利用の多寡にかかわらず、季節の変化の状況に応じて複数の季節を対象に調査・把握することが必要な場合があることに留意すること。また、巨大かつ垂直な人工物は視線を誘導する傾向があることを踏まえ、眺望点ごとの眺望特性に応じ、60°より広い水平画角の視野角で検討すること。

ウ その上で、眺望点からの風力発電施設の視認程度や眺望に与える支障の程度を把握し、重大な影響が生じる場合は、事業計画を見直すこと。重大な支障は生じないものの、支障が生じる可能性のある眺望景観については、眺望保全のための措置を検討し、当該措置を講じた上で生じる眺望景観の変化を、眺望点ごとの眺望特性に応じた適切な水平画角によるフォトモンタージュで予測し、保全措置の妥当性を確認すること。

#### (5) 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場に与える騒音の影響について、工事用資

材等の搬出入だけでなく、施設の稼働時についても、調査、予測及び評価すること。評価に当たっては、騒音に係る環境基準を用いることなく、それぞれの場で求められる静けさが確保されるか否かの観点で行うこと。

以上の個別的事項について、検討の経緯及び結果を準備書に適切に記載すること。

### 3 関係地方公共団体からの意見

対象事業実施区域を管轄する関係地方公共団体から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。

# 陸上風力発電に係る環境影響評価の課題への対応について



別添

## 目的

- 配慮書ガイドライン（R5.3策定）の運用を通じて明らかになった課題を踏まえ、環境と共生する風力発電の導入を促進するため、環境アセスの各段階に対応する事項を盛り込んだガイドラインの改定版を策定（R6.3）

## 現状・課題

- 事業区域が保安林やイヌワシ生息地と重複するなど立地選定が不適切な事業が続いている。
- 方法書・準備書段階で地域特性が十分に考慮されていない画一的・定性的な評価が散見される。
- 事後調査報告書の提出やアセス図書の継続公開の義務がなく、アセス実施状況の確認が困難

## 対応の方向性

- 環境保全上の支障を及ぼすおそれのある区域（保全区域）を計画段階で立地による影響を避けるべきエリアとして明示する立地選定に関する基準を策定。イヌワシの重要な生息地のマップ化も検討。
- 立地による影響が大きい騒音、水環境、動植物・生態系、景観について、地域特性を踏まえた定量的な評価手法を明示
- 事後調査の計画書や報告書の提出を求め、アセス後の状況を確認。事業者の許諾を得てアセス図書の公開期間を県HPで延長する仕組みを導入





## 風力発電所の設置の工事の事業が環境の保全への支障を及ぼすおそれがある区域

環境要素	関係法令等	区域
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	砂防法	砂防指定地
	地すべり等防止法	地すべり防止区域
	急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域
	森林法	国指定保安林、県指定保安林（除航行）
	—	住居等から 1 km以内
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	自然環境保全体法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
	自然公園法	国立/国定公園の特別保護地区、第 1 種特別地域
	種の保存法	生息地等保護区の管理地区
	自然公園法	国立/国定公園の第 2 種特別地域、第 3 種特別地域
	種の保存法	生息地等保護区の監視地区
	鳥獣保護管理法	国指定鳥獣保護区（特別保護区を除く）、県指定鳥獣保護区
	自然環境保全条例	自然環境保全地域の特別地区
	県立自然公園条例	県立自然公園の特別地域
	希少野生動植物保護条例	生息地等保護区
	種の保存法	イヌワシの重要な生息地

## 「盛岡築川風力発電事業環境影響評価方法書」に対する盛岡市長意見

### 【総括的事項】

環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行うなど、適切に対応していただきたい。

### 【個別的事項】

#### (1) 水質

当該事業区域内には、水道水源保護区域が指定されておりますので、工事の実施に伴う水質への影響について、最新の知見・技術を用いて調査・予測・評価及び環境保全措置の検討を行い、対象事業実施区域への影響が最小限となるよう配慮願います。また、次の点についても留意願います。

ア 重機等からの油の流出により、水道水源を汚染することがないように、現場管理に十分注意願います。

イ 山林や作業用道路等からの土砂の流出により、水道水源を汚濁することがないように、環境保全対策に十分配慮願います。

#### (2) 動物・植物・生態系

ア 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かな山林であり、希少な動植物の生息も予想されることから、調査方法及び調査範囲等を適切に設定していただきたい。

イ 施設の配置及び施工方法については、鳥類の営巣活動に極力影響がないように計画し必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて影響を回避又は低減するような環境保全措置を実施していただきたい。特に食物連鎖の上位に位置する猛禽類の保護については、生態系保全の観点から重要であるため、十分に配慮願います。

#### (3) 景観

ア 対象事業実施区域は、盛岡市景観計画において「景観形成地域の山地景観地域」に位置しています。景観法に基づき、工事着手の 30 日前までに届出が必要となりますので、盛岡市景観計画の景観形成基準に適合させて検討していただきたい。

イ 建設に当たっては、建物の色彩、意匠及び外構などを統一したものにするなど、良好な景観形成のための取組を検討してください。

ウ 敷地内に看板等を設置する場合、盛岡市屋外広告物条例による許可申請を必要とする場合があります。

エ 詳細については、景観政策課と協議願います。

#### (4) 文化財

対象事業実施区域は、「盛岡市遺跡地図 2008 年版」によれば、埋蔵文化財包蔵地に該当してはおりませんが、過去に分布調査を実施していないことから、盛岡市遺跡の学び館において現地調査を行う予定です。詳細については、遺跡の学び館と協議願います。また、工事の際

に埋蔵文化財と思われるものが発見された場合には、現状を変更することなく速やかに遺跡の学び館に連絡し協議願います。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

風力発電設備の配置等の検討にあたっては、事業実施区域周辺も含め、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や利用環境に関する適切な調査、予測及び評価を行い、専門家等の助言に加え、地域住民等の意見を聴き、これらの結果を踏まえて事業実施による影響を回避・低減するよう配慮願います。

## 「盛岡築川風力発電事業環境影響評価方法書」に対する宮古市長意見

宮古市では、令和5年4月に「宮古市再生可能エネルギー推進条例」を施行し、再生可能エネルギーの導入及び地産地消の推進に取り組んでいます。

再生可能エネルギーの導入にあたっては、地域の自然条件及び社会的背景を理解し、自然環境、景観及び生活環境への影響に十分配慮することを基本理念のひとつに掲げていることから、対象事業について、次のとおり意見を提出します。

### 1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、新たな事情が生じた場合、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法等の見直しを行うなど、適切に対応すること。
- (2) 宮古市再生可能エネルギー推進条例第10条に規定する計画の届出をすること。

### 2 個別的事項

#### (1) 水質

対象事業実施区域内には、水道水源保護区域が指定されています。工事の実施に伴う水質への影響について、調査・予測・評価及び環境保全措置の検討を行うとともに、宮古市と協議すること。

#### (2) 自然環境（植物・動物・生態系）

- ① 対象事業実施区域内には、市域の一部が該当し、その区域は岩手県が指定する区界高原鳥獣保護区と区界高原自然環境保全地域普通地区に指定されています。自然度が高い環境であり、調査方法及び調査範囲などは、適切に設定すること。
- ② 各種報告書等により、対象区域周辺には希少動植物が生息・植生していることが報告されています。生物の多様性に影響を及ぼすことがないように、十分に配慮すること。